

「法律事務所」にできること

法律事務所職員 元井 活明

弁護士は法律のエキスパートである。そのことはよく知られていると思う。もうひとつ、弁護士は「社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力」しているのである。私は法律事務所で働くまで、そのことを知らなかった。

◇◇◇ 社会のこと、法律のこと 地域の中で法律事務所が発信

事件を受任した依頼者に対する仕事が大事なというのはまでもないが、弁護士は社会全体に対しても人権の守り手としての仕事をしているのである。身近にいる弁護士が、懸命に、国会で審議されている法律案に対する意見を書いている。弁護士会でも社会問題に関する運動がなされる。関係ないという態度は取らない。多忙な中でもしかりである。

恥ずかしながら、私たち国民は法律をあまり知らない。法律の専門家でないし、日常生活の上では法律を知らなくても生活は十分できる。そして、困ったことになってしまったときに専門家を頼って法律事務所へ相談を持ちかける。

だから「社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力」してほしいという依頼があるわけではない。逆に法律事務所が、「司法改革」など学習会を主催して、参加者を募る。職員として私が運営に携わることがあった。その時、ひとつの学習会を成功させるために多くの手がかかることに閉口しながらも、当日の成功を喜び合うことができた。また、法律事務所が多くの方との関係の中で成り立っていることや、こちらから働きかける運動を通じて、信頼関係が広がっていくことを実感することができた。

法律事務所が地域の中で、社会のこと、法律のことを発信することができる。これは新鮮な発見で

あったし、それを位置づけている弁護士を大いに尊敬している。

◇◇◇ “主権者は国民” 憲法について改めて考える

弁護士が講師となってする学習会のうち、「憲法」の学習会が催されることは多いと思う。現憲法については、義務教育の範疇で習っているのだが、社会人になる頃には忘れている。また、三原則は覚えてたけれど中身は知らない。などあまり知られていないものである。

主権者は国民で、国民が政治権力を国家に委ねる。その政治権力が濫用されて、国民の権利が侵害されるのでは、政治決定を国家に委ねた意味がない。そのため、政治権力が濫用されないように国民がした最初で最後の政治決定が、政治権力を規律する憲法の制定である。これはいわば私達個人の人権が侵害されないようにするためにあるのだ。などと聞くと、なるほどおもしろい。よくできていると思う。

最近は政治家の多くが、この憲法を変えるべきだと発言をしている。法律家、法律事務所の出番だと思う。変える、変えないの議論は国民にはわかりにくい。憲法は政治権力の側のものでなくて、国民を守るものであることを考えると、変える理由はないのではないか。専制と隷属を許す社会にしないために、法律事務所には、できることがたくさんある。